作業基準

目　次

第１章　　目　的
第２章　　作業体制
第３章　　危険物等の取扱い
第４章　　乗下船作業
第５章　　旅客の遵守事項等の周知

令和６年４月３０日
中神　美紀

第１章　目　的

（目的）

第１条　この基準は，安全管理規程に基づき，南浜名湖（今切口含む）の船舶の作業に関する基準を明確にし，もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第２章　作業体制

（作業体制）

第２条　船長は，陸上において，乗船待機中の旅客の整理，乗下船する旅客の誘導，船舶の離着桟時の綱取り及び綱放し，タラップ等の旅客乗降用設備の付離し操作等の作業を実施する。

２　船長は，船舶上における乗下船する旅客の誘導，離着桟時における諸作業を実施する。

第３章　危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）

第３条　危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品は，運航管理者の指示に従い，船内に持ち込むことを拒絶しなければならない。

２　船長は，旅客の手回り品が前項の危険物等に該当するものである疑いがあるときは，旅客の立会いの下に点検し，必要な措置を講ずるものとする。

第４章　乗下船作業

（乗船作業）

第４条　旅客の乗船は，原則として，離桟１５分前とする。

２　乗船開始１５分前になったときは，船長は，旅客を乗船口に誘導し，乗船させる。

３　船長は，乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し，旅客定員を超えていないことを確認する。

（離桟作業）

第５条　船長は，旅客の乗船が完了したときは，迅速に網放し等の離桟作業を行う。

（着岸作業）

第６条　船長は，船舶の着桟時刻１５分前になったときは，着桟準備を行い，着桟に関しては，迅速，確実に綱取り作業を実施する。

（係留中の保安）

第７条　船長は，旅客の乗下船の係留中，旅客の安全に支障のないよう係留方法及び乗降設備の保安に十分留意する。

（下船作業）

第８条　船長は，船体が完全に着桟したことを確認したときは，旅客を誘導して下船させる。

第５章　船内作業

（潮位の把握）

第９条　船長は，発航前に潮位表または桟橋にある係留杭の潮位標識による潮位を把握するものとする。

（見張り）

第10条　船長は，離着桟及び橋梁への接近に先立ち，先航，反航船の有無，動向及び橋梁下の潮位を確実に把握するものとする。

（船上空間の確認）

第11条　船長は，橋梁の５０ｍ手前に至ったときは，船上空間を確認する。

第６章　旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第 12 条　運航管理補助者は，乗船待ちの旅客に対し，次の事項を掲示等により周知しなければならない。

(1) 旅客は，乗下船時，船長の誘導に従うこと。
(2) 船内においては，船長その他の乗組員の指示に従うこと。
(3) 船内においては，他人に危害を加えるような行為または迷惑をかける行為をしないこと。
(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第 13 条　船長は，船内の見やすい場所に次項各号の事項を掲示しておかなければならない。

(1) 旅客の禁止事項
(2) 乗船中は常時救命胴衣を着用すること
(3) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
(4) 非常の際の避難要領（非常信号，避難経路等）
(5) 病気，盗難が発生した場合の乗組員への通報
(6) 下船及び非常の際には船長の指示に従うこと
(7) その他旅客の遵守すべき事項

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第 14 条　船長は，救命胴衣の着用に関して，旅客に対し，次の措置を講じなければならない。

(1) 暴露甲板に乗船している旅客には，救命胴衣を着用させなければならない。
(2) 旅客（12 歳未満・12 歳以上に関わらず）には，船室内にいる場合を除き，常時救命胴衣を常時着用させること。

利用者の皆さまへ

乗下船時や航行中などに際しては，船長又は乗務員の指示に従って行動するとともに，特に次の事項を遵守してください。

1. 船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置に触れないでください。
2. 船舶内の立入りを禁止された場所には立ち入らないでください。
3. 喫煙を禁止された場所において喫煙しないでください。
4. 消火器，非常用警報装置，救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作又は移動しないでください。
5. 自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し，又は移動しないでください。
6. タラップ，遮断機その他乗船者又は自動車の乗下船若しくは転落防止のための設備を操作又は移動しないでください
7. 乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷又は移動しないでください。
8. 石，ガラスびん，金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ，又は発射しないでください。
9. 環境保全のため，空き缶その他のゴミ（海中投棄を禁止されたもの）は海に捨てず，お持ち帰りください。
   （船舶から海洋へのゴミの投棄は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に抵触し，一千万円以下の罰金に処せられます。）
10. 安全を無視した要求はお断りしますのでご了承ください。また，船員等の職務の執行を妨げる行為をされないようお願いいたします。
11. 他の利用者に不快感を与える行為や迷惑となるような行為は慎んでください。
12. 船内の秩序若しくは風紀を乱し，又は衛生に害のある行為をしないでください。
13. 乗下船その他船内における行動に関し，船長等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従ってください。
    （指示に従っていただけない場合は，乗船を拒否し，又は下船していただく場合があります。）
    ①定員を超えての乗船はできません。飲酒酩酊している方，船内への多量の酒類の持ち込みはお断りします。
    ②航行中の船内移動は危険です。十分にご注意頂くとともに，船長の指示に従ってください。
    ③航行中は比較的揺れが小さい船体中央部より後方の部分に乗船してください。
    ④出航中止や天候急変時の帰航決定など，船の運航に関しては船長の判断に従ってください。
    ⑤乗船中は，船室内にいる場合を除き，必ず救命胴衣をご着用ください（救命胴衣は右図の場所に保管しています）。
    ⑥下船及び非常の際は船長及び乗務員の指示に従い，焦らず速やかに行動してください。
14. 病気，盗難が発生した場合は速やかに船長又は乗組員までお知らせください。

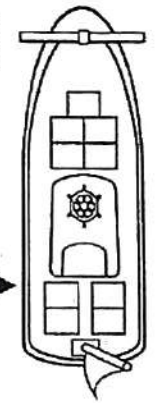

上記は，法律の規定及び当社安全管理規程，標準運送約款に基づき，皆さまの安全確保のために周知すべき基本事項を含めた内容を掲載しております。
【海上運送法・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律】